

県民生活環境部

No. 18

制 度 名	海外販路開拓支援事業	主管課名 国際交流課 交流・協力 G	国際交流課 交流・協力 G			
		問合せ先	029-301-2862			
目的・趣旨	地方自治体が行う地元産品の海外販路開拓事業について、クレア海外事務所等の機能を活用しながら助成とサポートが一体となった事業を実施する。					
〔対象団体〕 都道府県、市町村						
〔対象事業〕 事業実施によって将来的に経済効果が見込まれ、他の地方自治体の取組の参考となることが見込まれる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 地方自治体の地元産品等の海外における販売促進のために実施する事業 (2) 原則として新規事業とし、継続事業であっても特色が示せる事業						
〔補助要件等〕 「事業内容及び経費」「見込まれる効果（経済効果）」「他団体への模範性」を総合的に勘案し、採択事業が決定される。ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。 (1) 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (2) 単なる資金供与だけの事業 (3) 事業の実施に要する経費の総額が 200 万円以下の事業						
〔対象経費〕 人件費（職員給与除く）、旅費交通費（職員除く）、食糧費、謝金、賃借料、消耗品費、什器備品費、通信運搬費、印刷製本費、通訳・翻訳委託費、負担金、使用料、その他						
〔補助限度額等〕 助成対象経費の総額の 1/2 以内の額で、次の金額を上限とする。 (1) 海外で活動を行う事業 助成限度額 5,000 千円 (1/2 補助) (2) 日本国内で活動を行う事業 助成限度額 3,000 千円 (1/2 補助)						
〔経費負担割合〕						
区分		国	県			
海外で活動を行う事業		—	—			
日本国内で活動を行う事業		—	—			
〔31 年度当初予算額〕 千円		〔31 年度補助対象団体〕 平成 31 年 3 月下旬頃決定予定				
〔備考〕・その他：(一財)自治体国際化協会からの補助 ・翌年度の事業助成に係る募集は、毎年 9~11 月頃に自治体国際化協会から都道府県を経由して行われる。						